

## 第四次宮崎県環境基本計画（改定計画）の最終案について

## (1) これまでの主な流れ

年 月 日	内 容
令和7年4月13日 ～令和7年5月31日	県民・県内事業者向け環境意識アンケート調査
令和7年4月25日	4月県議会環境農林水産常任委員会 改定方針報告
令和7年7月2日	第1回環境審議会(改定計画骨子案審議)
令和7年10月10日	第2回環境審議会(改定計画素案審議)
令和7年11月5日 ～令和7年12月4日	・パブリックコメントでの意見募集 ・市町村への意見照会
令和7年12月4日	11月県議会環境農林水産常任委員会 素案報告

## (2) 第2回環境審議会における主な意見と県の対応

主な意見	県の対応
自転車利用を促進するにあたり、法厳罰化による普及抑制が懸念されるため、計画に対策を反映できないか。	P43 「③運輸部門における排出削減対策の推進」 5個目の○ 「宮崎県自転車活用推進計画に基づき、自転車を利用しやすい都市環境の形成推進や交通ルールの啓発などを図ることで、自転車の活用及び適切な交通安全の促進に努め、環境への負荷の低減はもとより、サイクルツーリズムの推進、県民の健康増進にもつなげます。」と追記する。
森林環境税の活用に関係する場合は、その旨を計画に記載はできないか。	P55 「①吸収源としての森林等の整備」 11個目の○ 「県民の理解促進のための森林・林業に関する広報・情報発信や、関連イベントを通じた普及啓発、水と緑の森林づくり税 <sup>*</sup> を活用した県民・企業等による森林ボランティア活動への支援を行います。」と追記する。  ※11月議会で「森林環境税」から「水と緑の森林づくり税」への名称変更に係る条例改正が可決
外来種と気候変動の影響で森林に対する病虫害のリスク増加について「森林病虫害の発生防除に取り組む」などの文言を計画に追記してはどうか。	P60 「②農林水産業分野における対応策」 4個目の○ 「地球温暖化に対応したスギの育種や森林病虫害等の防除に取り組むとともに、遮光や散水管理等によるシイタケの栽培方法の検討や病虫害対策を推進します。」と追記する。
外来種に係る三原則の周知先にペットショップを含めることはできないか。	PI14 「(3)各主体に求められる役割」 事業者の役割に、「ペットショップ等外来種を取り扱う事業者における「外来種被害予防三原則」の徹底」と追記する。

主な意見	県の対応
用語集ではなく、用語が出るページに記載するように工夫してみてもどうか。	各ページ脚注に用語解説を追記する。
表や図のキャプションの位置を統一してはどうか。	表キャプションは上部、図・写真のキャプションは下部の位置記載に統一する。
除草剤を用いた畦道の除草について規制を行うことはできないか。	除草剤について、定められた使用方法を守れば、利用を法的に規制はできません。 なお、農家や農薬管理指導士等に対しては、研修会等において、環境に配慮した農薬（除草剤含む）の適正使用を呼びかけており、引き続き啓発を行っていく。

### (3) 計画素案に対するパブリックコメント

- 素案開示場所：各地区県政相談室（10箇所）、県立図書館、県民情報センター、宮崎県環境情報センター、県庁7号館2階（環境森林課）及び県ホームページ
- 広報媒体：ホームページ、ラジオ及びSNS
- 意見の提出方法：電子申請又は御意見記入用紙を郵送・FAX送信
- 結果：素案に対する意見はなし

### (4) 計画素案に対する市町村への意見照会

- 意見照会方法：各市町村 環境保全担当へ電子メールにて素案に対する意見照会
- 結果：素案に対する意見はなし

### (5) 今後のスケジュール

年 月 日	内 容
令和8年1月～2月	環境審議会会長からの答申
令和8年2月	2月県議会に議案提出